

国民年金だより

お知らせ 年金時効特例法 について

1、法律の概要

「厚生年金保険法の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律」(年金時効特例法)の概要について

今までの取り扱い

○年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限って支払いをしていました。

2、対象となる方

○既に年金記録が訂正されている方

① 年金記録の訂正により年金が増えたが、従来、過去の増額分は時効消滅により直近の5年間の年金に限って支払っていた方

※「老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。」

② 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金を支払うこととなったが、従来、過去の分は時効消滅により直近の5年分の年金に限って支払っていた方

※「老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。」

3、必要な手続き

○今後、年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額も支払います。

○既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

・できる限り簡単に手続きできるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送します。(平成19年9月)

・今すぐに手続きをすることが出来ます。その場合には、お近くの社会保険事務所に、必要な書類を提出(又は郵送)していただきますようお願いいたします。

※郵送で手続きをされる際に必要となる用紙は、下記のお問い合わせ先から取り寄せていただくか、社会保険庁ホームページからプリントアウトしていただきますようお願いいたします。

※手続きから支払いまでの期間は、2〜3か月程度です。支払いの前に、審査結果振込等のお知らせをします。

4、問い合わせ及び手続き

手続き方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

なお、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)で

も詳しい制度内容をご案内しています。

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

休日・時間外の 年金相談のお知らせ

○第2月曜日は19時まで
9月10日(月)は、県内4つの社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、9月3日(月)・18日(火)・25日(火)についても、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日
9月8日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

〔具体例〕

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合

